

瀬戸中水野駅周辺土地区画整理組合

組合だより

第1号 令和7年8月発行

残暑の候、皆さまにおかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

先日の第1回(設立)総会では、大変多くの皆様にご参加いただき、誠にありがとうございました。

さて、私こと 第1回理事会におきまして、本組合の理事長に選任され就任いたしました。身に余る重責ではありますが、皆様のご期待に添うべく努力してまいります。

何卒、より良いまちづくりと水野地域の発展のため、ご支援ご協力を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

瀬戸中水野駅周辺土地区画整理組合
理事長 井上 直

第1回(設立)総会の開催報告

令和7年7月8日(火)に愛知県より組合設立認可公告がありました。

令和7年8月2日(土)に第1回(設立)総会を開催しましたので報告申し上げます。

開催日時	令和7年8月2日(土)午前10時から
場所	水野地域交流センター 2階大会議室
組合員総数	151名
出席者	132名(うち委任状等によるもの70名)



総会の様子



瀬戸市長によるあいさつ

役員の紹介

第1回(設立)総会において、理事11名及び監事3名の就任が決定しました。

その後、第1回理事会において、理事の互選により理事長と副理事長(2名)を選出しました。

理事長 井上 直

副理事長 大脇 努、加藤 菊太郎

理事 大高 和人、加藤 龍雄、加藤 雅人、加藤 義長、櫻井 環、

株式会社島倉石油 代表取締役 島倉 誠、日比野 恵、山口 元康

監事 金原 勝、櫻井 英治、田中 俊也



役員(理事・監事)

業務代行者の紹介

第1回(設立)総会において、本組合の業務を民間事業者に代行させること(業務代行方式の導入)を決定しました。また、業務代行者4社を決定しました。

矢作建設工業株式会社

(名古屋市東区葵三丁目19番7号)

株式会社エスコン

(東京都港区虎ノ門二丁目10番4号)

トヨタホーム株式会社

(名古屋市東区泉一丁目23番22号)

トヨタすまいるライフ株式会社

(豊田市大林町一丁目81番地)

業務代行方式とは、民間事業者が土地区画整理組合との契約に基づいて、土地区画整理事業の業務の相当部分をそれに必要な資金を立替えて代行し、その対価として保留地を取得する方式をいいます。

給与規程・慶弔規程・個人情報保護方針

第1回総会でご意見をいただいた内容につきましては、下記のとおり理事会で決定しました。

給与規程

給与規程は、第1回総会にて決定したとおり(変更なし)とします。

慶弔規程

儀礼・見舞等は支払わない方針にて運用し、次回の総代会において慶弔規程の廃止を上程します。

個人情報保護方針

本組合、役員及び業務代行者(以下「組合」という。)の個人情報保護方針を、下記のとおり制定了しました。

- 組合は、個人情報の取扱いにあたり、個人情報の保護に関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守します。
- 組合は、個人情報保護の重要性を認識し、組合の業務を遂行する範囲内でこれを収集、利用します。また、収集後、組合の業務を遂行する範囲を超えた利用が行われることのないよう、管理を徹底します。
- 組合は、本人からの個人情報の取扱に関するお問い合わせ、苦情、相談に対し適切かつ速やかに対応します。

地権者の皆様へお願い

建築行為等の制限について

組合設立認可の公告があった日から換地処分の公告までの間、次の行為をされる方は土地区画整理法第76条第1項の許可を受けなければなりません。

- 事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更
- 建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築
- その重量が5トンをこえる移動の容易でない物件の設置若しくはたい積

もし許可を受けずに上記事項を施工され、土地区画整理事業の障害となつたときは移転、除却及び原状回復を命ぜられことがあります。この際の補償は一切いたしません。

詳しくは、瀬戸市ホームページをご確認いただき、建築行為等許可申請書を組合※に提出してください。

土地の権利の異動の届出について

定款第88条の規定により、宅地及び建物等に関する権利に異動を生じたときは、当事者双方連署して組合※にその旨を届け出て下さい。

基準地積の更生について

定款第75条第1項の規定により、宅地の所有者又は所有権以外の権利を有する方で、地積が事実に相違すると認められるときは、組合設立認可の公告があった日から60日以内に関係書類を添えて組合※に地積の更生を申請することができます。

※組合事務所が開所されるまでは、瀬戸市都市計画課に届出又は申請してください。

次頁の問い合わせ先をご確認ください。

今後の予定

土地区画整理事業(以下「本事業」という。)の開始に伴い、今後、下記の事項につきまして個別面談や調査等を行います。詳細が決まり次第、改めて案内を差し上げます。

個別面談(令和7年9月下旬~10月上旬予定)

本事業の進め方の説明や将来の土地利用意向の確認を行うため、地権者の皆様と業務代行者等により、個別の意見交換を実施します。

測量調査(令和7年9月~12月予定)

本事業により施工する道路等の設計を行うため、現地にて測量調査を実施します。測量調査の際は、調査員が個人の土地に入らせていただく場合があります。

建物補償調査及び工作物補償調査(令和7年9月頃から順次)

本事業において、建物並びに工作物の移転をお願いする方を対象に、補償調査を順次実施します。調査の際は、調査員が敷地内や建物内に入らせていただく場合があります。また、工事や埋蔵文化財調査の時期に合わせて調査を実施します。

総代選挙(令和7年11月予定)

本組合は、定款第37条の規定により、総会に代わってその権限を行うべき総代会を設けております。組合員(地権者)の中から選挙により総代を選出します。

埋蔵文化財調査(令和7年12月から令和10年度末予定)

平成30年度から令和2年度に実施した内田町遺跡確認調査の結果から、本地区では、工事前に埋蔵文化財発掘調査を実施する必要があります。調査は道路上の他、個人の土地の中においても実施させていただく場合があります。

組合事務所開所(令和8年はじめ頃開所予定)

組合事務所の場所は、瀬戸市水野浄化センター西側の未利用地(内田町1丁目484番地1)を計画しております。

問い合わせ先

瀬戸市 都市計画課 区画整理係 担当:横幕、伊藤(正)

Tel: 0561-88-2722 Fax: 0561-88-2695 Email: tokei@city.seto.lg.jp

※組合事務所が開所されるまで、一時的に瀬戸市都市計画課を窓口とします。